

競争入札設計図書等に関する回答書

令和7年2月19日

（工事執行権者）

福島県県中建設事務所長

工事（委託業務）番号	24-41320-0254
工事（委託業務）名	河川（補助）工事（橋梁上部）
質 問 事 項	
<p>1. 下部工完了予定時期についてご教示願います。</p> <p>2. 上部工現場着手可能時期についてご教示願います。</p> <p>3. 現場施工時は非出水期等の制約がございましたらご教示願います。</p> <p>4. 現場施工時に同時施工となる関連工事がございましたらご教示願います。</p> <p>5. A1側クレーン組立解体ヤード及び大型車両旋回場として、A1下流側隣接地（旧クリーニング田代）の使用可否についてご教示願います。</p> <p>6. A1側架設時に隣接する工場への車両の出入りが困難となることが想定されますが、通行止めが可能であるという認識でよろしいでしょうか。ご教示願います。</p> <p>7. 橋台背面盛土完了時期についてご教示願います。</p> <p>8. 鋼材、購入品等の納期が長期化した場合には工期の延伸は可能でしょうか。ご教示願います。</p> <p>9. 地覆工のアンカーボルトについて、添架物支持金具詳細図を確認しますとM16×125となっておりますが、設計書ではM16×120（ステンレス）となっております。どちらが正でしょうか。ご教示願います。</p> <p>10. 地覆工のアンカーボルトについて、当初設計では側面型枠板と地覆コンクリートに現場で孔明けを行う仕様となっておりますが、メッキ型枠板孔明箇所からの錆汁発生や、地覆コンクリート鉄筋への干渉など、品質上の問題が生じる可能性がございます。品質向上の観点から工場製作時での孔明けやインサートボルト先埋め工法が望ましいと判断された場合、それにかかる費用は設計変更の協議対象となるのでしょうか。それとも任意施工でしょうか。ご教示願います。</p> <p>11. 起工測量や支承据付、中間支点架設時にP1橋脚への昇降設備、安全通路が必要と判断された場合はそれにかかる費用は設計変更の協議対象となるのでしょうか。ご教示願います。</p> <p>12. 養生マット（t=10mm）について、採用単価表の該当ページには複数の種類が掲載されております。当初想定されている材料の品名、規格をご教示願います。</p>	

回 答 事 項

1. 令和7年5月末を予定しています。
2. 下部工完了後の令和7年6月頃からを予定しています。
3. 制約は特にありません。ただし、現場施工時に河積を阻害する必要がある場合には、事前に施工方法の協議をお願いします。
4. 咲田橋架橋部の右岸側の護岸工事が同時期の施工となる見込みです。
5. 郡山市の区画整理事業用地のため、使用の可否は事業者との協議によります。
6. 車両の出入りは確保することを基本とします。
7. 上部工架設完了後の令和8年度上旬頃を予定しています。
8. 福島県工事請負契約約款第22条に基づき協議に応じます。
9. M16×125を使用してください。このことについて、採用単価FB001を訂正し、閲覧図書の「kinnuki002」「suuryou001」「sonota002」を修正しましたので、御確認願います。
10. 福島県工事請負契約約款第18条及び19条に基づき協議に応じます。
11. 福島県工事請負契約約款第18条及び19条に基づき協議に応じます。
12. 物価資料に掲載されている資材「トヨマット#10（幅）1.0m×（長）30m×（厚）10mm」の単価の平均値を採用しています。なお、本資材の使用を指定するものではありません。